

これより一般質問を行います。

7番、藤本実君の質問を許可します。

(7番 藤本 実君登壇)

○7番(藤本 実君) 猿橋町小篠の藤本実でございます。議長の許可をいただきましたので、日本共産党の一般質問を行います。

初めに、前議長、鈴木章司さんの急逝に謹んで哀悼の意を表します。市議同期の絆から、幾多のご厚情をいただきながら、恩返しをすることもできず、痛惜の念もひとしおです。ご冥福をお祈りいたします。よいまちにしようと語り合ったことを胸に、遺志を継いで頑張ります。

それでは、発言通告に基づき質問いたします。1、公金横領問題の真相について。公金紛失、横領問題については、新聞やテレビも大きく取り上げたので、市民のショックは相当なものです。本定例会開会日に公金等取扱い適正化計画(初版)が公表されましたので、市議会にはこれを基本に原因究明と再発防止策について、一つ一つ厳しくチェック、確認することが求められていると思います。

なぜ事件が発生したのか。市は、事務処理の管理体制が担当者任せとなり、行うべき事務のチェック体制が不適切だったとしていますが、真相に迫るよう深掘りすることが今後の対応への教訓となりますので、着服がどのように起こり、発覚がどうして遅れたのかについて踏み込みたいと思います。

世間で起きる横領事件に共通しているのは、単独で出勤できる環境にあるとか、組織にチェックする体制がないことです。一人で出勤できる環境に置くことにより、心理的に着服を安易なものに感じさせてしまい、後で返せばいいと魔が差すものが現れます。それでも、チェックする体制があれば簡単には起こりません。なぜ大組織である市役所でチェック体制が働かなかったのか。私はここに最大の課題があると思います。

そこで、まず、公金横領されたシルバーお出かけパス負担金の収納について伺います。シルバーお出かけパスは、年間パスは3月、後期半年パスは9月に交付されます。年間パス5,000円、後期半年パスは2,500円の負担金をいただき、毎年、合計約1,000件交付されています。

そこで質問です。1、シルバーお出かけパスの今年の交付実績はどうか。市長の言う10月12日に入金遅れが確認されたというのは、後期半年パスの入金が遅れていたということでしょうか。シルバーお出かけパスは年間パスが大半なので、横領された217万5,000円は3月に収納すべき利用者負担金になった可能性が高いと思います。

さらに、市役所本庁窓口と出張所の交付がありますので、横領されたのは当該職員が担当した本庁窓口での交付分だと推察できます。年度末に福祉課長、リーダー、会計課長の異動がありましたので、人事異動の間隙をすり抜けたと言えますが、着服は5月から9月にかけて行われたというのは真実でしょうか。

さらに、5月末で前年度の出納閉鎖をしますが、前年度交付実績から類推して、会計課から福祉課に入金遅れを確認できたのではないかと。内部昇進の福祉課長が保管場所を知らないというのは論外として、ここでチェック体制が働いていれば横領事件は小さくできた可能性がありました。

そこで質問です。2、5月の出納閉鎖事務で入金遅れが発覚しなかったのはなぜか。

○議長(相馬保政君) 藤本実君の質問に対し、当局の答弁を求めます。

鈴木市民生活部長、答弁。

(市民生活部長兼税務課長 鈴木計充君登壇)

○市民生活部長兼税務課長(鈴木計充君) 藤本実議員の質問にお答えいたします。

公金横領問題の真相についてのうち、初めにシルバーお出かけパスの今年の交付実績はどうかについてであります。シルバーお出かけ年間パスは、3月23日から4月24日の間、970名の方に交付し、利用者負担金は485万円、また後期パスは9月28日から10月2日の間、47名の方に交付を行い、利用者負担金は11万7,500円でありました。前年度より交付者数は年間パス32名、後期パス31名の減少、利用者負担金は合計23万7,500円の減額となっております。

次に、5月の出納閉鎖事務で入金遅れが発覚しなかったのはなぜかについてであります。初めに、入金遅れと

なっていた利用者負担金は、年間パスの217万5,000円であります。3月に徴収したシルバーお出かけパス利用者負担金は、令和元年度内の収入でありましたが、4月以降に使用できる令和2年度の事業であることから、令和元年度の歳入歳出の確認を行う5月の出納閉鎖事務を行う会計年度ではなかったため、発見することはできませんでした。しかしながら、シルバーお出かけパス利用者負担金の入金処理が速やかに行えなかったこと、さらにチェックができなかったことに対し深く反省するところであります。

今後の改善策として、3月収入分は、当該年度に即時入金処理し、出納閉鎖前に年度更正処理することを、さらに負担金歳入調定は4月初めに行い、会計課においてもチェックできるように検討を進めております。

以上であります。

○議長（相馬保政君） 藤本実君。

（7番 藤本 実君登壇）

○7番（藤本 実君） 公金横領された217万5,000円は、3月から4月に交付された年間パスの負担金ということが確認できました。10月の発覚まで半年も入金されていなかったということになります。出張所分は即日入金しながら、本庁窓口分が遅れていたことを異常だと思わなかったか。それとも、福祉課長は自分の検印なしに会計課に入金されたと思ったのでしょうか。

答弁では、出納閉鎖事務を行う会計年度ではなかったもので、発覚には至らなかったということですが、それなら仕方ないですねと言えるのでしょうか。出納閉鎖事務により確定した金額で決算がつくられます。財政が厳しい大月市で、その事務がいかに重要であるか。伝票書類の確認、未払いや未収金の確認、現金の確認。1円でも曖昧にはできません。前年度であろうが、本年度であろうが、収納事務の再点検が行われる、市役所の全課が心一つに対処していると信じていましたが、福祉課では大した関所ではなかったようです。

それなら、会計課に再質問します。1、会計課には前年の入金実績等を見て、入金遅れを督促する権限はないのでしょうか。

2、出納閉鎖事務で入金遅れを発覚できなかったのをどう感じていますか。

○議長（相馬保政君） 藤本実君の再質問に対し、当局の答弁を求めます。

長坂会計管理者、答弁。

（会計管理者 長坂浩代君登壇）

○会計管理者（長坂浩代君） 藤本実議員の再質問にお答えいたします。

初めに、会計課には前年度の入金実績等を見て、入金遅れを督促する権限はないのかについてであります。より正確な事務を行うため、財務会計システムにおいて、日時が経過した作成済み伝票の確認と前年の出納状況の実績を確認しながら、入金の違いのものについては担当課への確認を行っております。

次に、出納閉鎖事務で入金遅れを発覚できなかったのをどう感じているのかについてであります。シルバーお出かけパスについては、4月からお出かけパスが利用できるように、福祉課にて前年度の3月中旬に利用者から負担金をいただき、お出かけパスをお渡ししております。その利用者負担金は、予算上、4月からの新年度予算の収入となりますので、一時的に出納整理期間のない歳入歳出外会計へ保管し、新年度の4月以降の申請者の負担金と合わせて福祉課において調定通知書伝票を作成し、一般会計への入金の手続をしておりました。しかしながら、一時的に保管する会計処理について、的確なチェックが不足していたと反省しております。

今後も、より一層法令を遵守し、会計事務が適正に行われているかを厳正にチェックするとともに、公金の適正な管理、公正な会計事務の確保に努めていきたいと考えております。

以上であります。

○議長（相馬保政君） 藤本実君。

（7番 藤本 実君登壇）

○7番（藤本 実君） 会計課の答弁から、公金横領の手口が明らかになりました。また、福祉課、会計課双方から再発防止策も示されました。悪いのは懲戒免職された当人ですが、大月市役所の危機管理、公金取扱いのチ

チェック体制の在り方が問われております。

2、歳入歳出外現金管理方法について。次に、公金等取扱い適正化計画の再発防止に向けた効力について伺います。2009年5月に福岡県鞍手郡鞍手町で起きた公金横領事件では、元会計職員により、町の公金5種類が10年余にわたり、合計で億単位の被害を受けました。町では再発防止策として、横領の一つとなった歳入歳出外現金の管理方法などを細かく定めたとしています。歳入歳出外現金とは、職員の給与に係る所得税や住民税など、地方自治体に属しない現金で、法律等の規定により地方自治体が保管する現金のことですが、大月市公金等取扱い適正化計画ではどう定めているのでしょうか。

そこで質問です。1、歳入歳出外現金の管理方法に変更はあるか。

○議長（相馬保政君） 藤本実君の質問に対し、当局の答弁を求めます。

天野総務部長、答弁。

（総務部長兼秘書広報課長 天野 工君登壇）

○総務部長兼秘書広報課長（天野 工君） 歳入歳出外現金の管理方法に変更はあるのかについてお答えいたします。

歳入歳出外現金は、議員認識のとおり地方自治体の収入に属さない現金で、本市においても職員の給与に係る所得税や市県民税等が主なものとなっております。今後、歳入歳出外現金の管理について、より適切な管理方法について研究していきたいと考えております。

また、大月市公金等取扱い適正化計画では、收受した現金はその日のうちに当該会計へ入金することとしております。このため、今までの管理方法を変更し、3月にお預かりした利用者負担金は、毎日、前年度の会計へ入金し、4月の新年度になりましたら年度更正をし、入金処理をする方法で、より適切な管理方法に変更することといたしました。

以上であります。

○議長（相馬保政君） 藤本実君。

（7番 藤本 実君登壇）

○7番（藤本 実君） 今回の横領事件の手に歳入歳出外現金が使われました。そういう意味では、ここについて適切な管理の在り方、研究の上、再発防止に徹底していただきたいと思います。

3、公金等取扱い適正化計画実施状況の掌握について。次に、公金等取扱い適正化計画の実施状況の掌握についてです。大月市でも公金取扱いの主舞台は会計課です。大月市行政機構図において、会計課は市長直属ですので、正確な実務とともに、公金取扱い適正化計画実施状況の点検等、特命での権能を発揮すべきところだと思います。例月出納検査や市議会への決算審査資料は総務管理課が所管しているとは思いますが、会計課も一時預かり金である歳計外現金や調定通知書伝票等の作成状況、入金状況など月々取りまとめ、例月監査に提出すべきですし、市議会への決算資料でも公金等取扱い適正化計画の実施状況について文書を提出すべきです。内部的な取扱い徹底のためにも外部の担保が必要ではないでしょうか。

そこで質問です。1、チェック体制強化の担保として、例月監査や市議会決算審査等に実施状況を付すべきだ。

○議長（相馬保政君） 藤本実君の質問に対し、当局の答弁を求めます。

天野総務部長、答弁。

（総務部長兼秘書広報課長 天野 工君登壇）

○総務部長兼秘書広報課長（天野 工君） 公金等取扱い適正化計画実施状況の掌握についてのチェック体制強化の担保として、例月監査や市議会決算審査等に実施状況を付すべきだについてお答えいたします。

地方自治法第235条の2第1項の規定に基づく例月出納検査では、市で作成した歳計現金及び歳入歳出外現金等収支現計表と指定金融機関から報告された出納月計表により数値が正確であることを検証するとともに、歳入歳出外現金受払表を作成し、様々な角度から出納事務が適正に処理されているかを主眼とし、監査委員の監査を受けております。

今後、適正化計画では、公金等管理台帳を作成し、複数人による収納事務の管理を行うとともに、公金等取扱い事務のチェック方法としてチェック表を示し、課長等の検査を行うこととしております。また、主要な施策の成果説明書の中に、各課の収納事務について公金等管理台帳、公金等取扱い事務のチェック方法に基づき、管理状況の表記により報告していきたいと考えております。

以上であります。

○議長（相馬保政君） 藤本実君。

（7番 藤本 実君登壇）

○7番（藤本 実君） 提案した件については、既に監査委員の監査を受けているということでした。公金横領事件について、監査委員からは、まだ市議会に対して意見書をいただいておりますが、よろしくお願ひします。

市議会に対し、決算審査資料である主要な施策の成果説明書に各課の収納事務の管理状況を表記するということですので、心して審査に当たりたいと思います。

再発防止チェック体制のことを考えると、会計管理者に各課の収納事務について査察の権限を与えるべきではないかと思ひます。さらに、例年、例月の入金実績から各課に入金の確認と督促ができるようにすべきではないかと思ひます。

4、2度にわたる小林市長の記者会見について。この問題の最後に、小林市長の記者会見について質問します。市長の意に反して、1度目の記者会見は、新聞で、「「捜査に影響」説明を拒否」との見出しを立てられました。速やかに情報公開したのに批判されました。外部から泥棒に入られた可能性もあるというニュアンスの記者会見でしたが、会計課を中心に合理的な推論を立てれば、当初から公金横領が浮かび上がったのではないかと。記者会見では、絶対に隠しているとの印象を持たれないというのが鉄則ですが、まんまと報道されてしまいました。

危機発生時に皆が知りたいのは、4つのことです。何が起きたのか。現状。なぜ起きたのか。原因。今どうするのか。復旧対策。将来どうすればよいのか。再発防止策。記者発表の重要なポイントです。記者会見のタイミングは、事件、事故が起きてから早ければ早いほどよいとされていますが、今回は事件の真相が不明確では適切な情報発信ができないということを示したと思ひます。今後の教訓にすべきなので、市長の見解を伺ひます。

1、危機発生時記者会見についての市長の認識は。

○議長（相馬保政君） 藤本実君の質問に対し、当局の答弁を求めます。

小林市長、答弁。

（市長 小林信保君登壇）

○市長（小林信保君） 2度にわたる小林市長の記者会見についての危機発生時記者会見についての市長の認識はについてお答えいたします。

公金紛失につきましては速やかに公表すべきであると考え、12日発覚から、開催が決まっておりました16日の議員定例懇談会には説明することとし、あわせて臨時記者会見を行うこととしました。翌日には、元職員からの報告により、早期に公金着服が判明したため、6日後の22日には2回目の記者会見となりました。この会見も速やかな公表と併せて丁寧な説明を心がけ、対応いたしました。今後も、公表すべき事項は速やかに適切に行っていくと考えております。

以上であります。

○議長（相馬保政君） 藤本実君。

（7番 藤本 実君登壇）

○7番（藤本 実君） 公金横領は市民を裏切る、あってはならない事件ですが、原因解明と横領したお金の返済、再発防止策が明らかになれば納得もできます。まともに記者会見もできない大月市は三流だという声があったことは真摯に受け止めていただきたいと思ひます。市民の信頼回復には、再発防止の徹底をはじめ、コロナ禍に心を寄せる市民本位の市政運営を進めていくことが必要です。一朝一夕にはなりません、私たちも市議会の立場から努力していきたいと思ひます。

次の質問に移ります。5、新型コロナウイルス対策について。新型コロナウイルスの感染拡大が止まりません。第3波と言われる危機的状況の中で、大月市内での感染も既にあると考えて対策を取る必要があります。

上野原市では、来年1月から独自に65歳以上の高齢者で要介護認定を受けているか、あるいは基礎疾患が県の障害者手帳に明記されている人のうち希望する人は、上野原市立病院でPCR検査を無料で受けられるようにしています。濃厚接触者でなくても、風邪等の症状により不安を感じた場合に検査することができれば、それがクラスターを引き起こす前の判明につながるのなら、結果的に医療機関と高齢者施設を守ることになります。大月市でも検討すべきです。

そこで質問です。1、高齢者や基礎疾患のある方が希望する場合は、大月市立中央病院でPCR検査を無料にすべきだ。

次に、国民健康保険の保険証発行についてです。これまでは、保険料の滞納を理由に正規の保険証を取り上げ、有効期限が短い短期保険証や医療機関窓口で全額支払う資格証明書が発行されてきました。しかし、新型コロナウイルスの感染拡大により、保険証のない人たちが受診を控えれば重症化が懸念されるだけでなく、周辺に感染拡大のおそれが出ることから、大月市では短期証の留め置きをやめるとともに、資格証明書の発行も極力減らしてきたと認識しています。一定の評価をしたいと思います。その上で、これを機に資格証に続き、短期証発行もゼロにした横浜市の事例を研究して、市民の命と健康を守る対応を本格的に検討してほしいと思います。

そこで質問です。2、横浜市を参考に全て正規の保険証発行を。

国民健康保険の関連で、新型コロナ感染患者の傷病手当制度が12月末で終了します。コロナ感染が終息していないのですから延長すべきです。

そこで質問です。3、大月市国民健康保険の傷病手当支給を延長せよ。

国の新型コロナ対策についても同様です。第3波と言われる危機的状況の中ですので、支援を年内で終わりにさせてはなりません。12月末が期限となっている一連のコロナ対策の延長を国に要望すべきだと思います。

そこで質問です。4、国に新型コロナ対策の延長を要望せよ。

○議長（相馬保政君） 藤本実君の質問に対し、当局の答弁を求めます。

鈴木市民生活部長、答弁。

（市民生活部長兼税務課長 鈴木計充君登壇）

○市民生活部長兼税務課長（鈴木計充君） 新型コロナウイルス対策についてのうち、初めに高齢者や基礎疾患のある方が希望する場合は、大月市立中央病院でのPCR検査を無料にすべきだについてお答えいたします。

新型コロナウイルス感染症の疑いのある場合には、保健所や医師の判断によりPCR検査や抗原定量検査が行政検査として国の負担で実施されているところではありますが、本市が独自で実施する場合には、医療機関の協力がなくては実施できません。現在は、新型コロナウイルス対策の一つとして、高齢者のインフルエンザ予防接種が実質無料にて行われていることなどにより、例年を上回る予防接種が行われております。また、全国で新型コロナウイルスの感染が拡大し、富士東部地域においても感染者が増加している状況にあります。さらに、感染防止対策にも力を注いでおり、医療機関は逼迫した状況にあります。

現在の相談窓口の体制においては、発熱等の症状があり、かかりつけ医がいる場合には、かかりつけ医等の医療機関で、また、かかりつけ医がない場合や、夜間、休日あるいは新型コロナウイルス感染症に関して不安に思う方は、山梨県新型コロナウイルス感染症受診・相談センターにて受け付けております。

現在の状況下においては医療資源にも限りがあり、新たな対応には、さらに医療機関へ負担をかけることとなり、今後の予定されるワクチン接種にも影響を及ぼすものと考えられますので、本市において実施は考えておりません。

また、PCR検査や抗原定量検査は検査前数日間における感染状況でしかないことから、感染確認を確実に行うためには定期的に継続した検査が求められますので、1度限りでの検査では感染確認には不十分であると考えます。

なお、市立中央病院では、山梨県富士東部保健所からの協力依頼を含め、患者さんを診察した医師の判断により、新型コロナウイルス感染症のPCR検査や抗原定量検査を実施しております。現在は、検査の感度、迅速性から院内で実施可能な抗原定量検査を活用しながら、判断の難しい結果が得られた場合は再検査やPCR検査で対応しております。感染の拡大が生じた場合には、他県での例もありましたようにPCR検査の需要が急増し、検査対象の制限が発生する事態も想定されます。

中央病院では、市民の皆様によりよい医療を提供できるよう、感染状況を注視しながら、引き続き検査体制の強化に努めておりますので、本市といたしましては市立中央病院と連携、協力体制の強化を図ってまいります。

次に、横浜市を参考に全て正規の保険証発行をについてであります。国民健康保険は、毎年1回保険証を更新しておりますが、保険税の納付状況に応じて、短期被保険者証、資格証明書を交付しております。納付相談により、これらの証は減少しておりますので、今後も納期内納付を推進してまいります。

また、新型コロナウイルス感染症の疑いのある場合には、最寄りの医療機関、または受診相談センターに電話での相談の上、資格証明書でも通常の保険証とみなされ、受診することができます。

横浜市の事例は、山梨県総合県税事務所開催の研修において講演テーマとなるような先進的な事例のため、山梨県や県内市町村の動向を注視しながら研究していきたいと考えております。

国民健康保険は加入者相互が支え合い成り立っている制度であり、保険税は大切な財源でありますので、健全な運営と加入者負担の公平性を保ち、保険税を滞納している世帯に納期内納付の推進のためにも、短期被保険者証及び資格証明書の発行にご理解をお願いいたします。

次に、大月市国民健康保険の傷病手当支給を延長せよについてであります。新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金につきましては、適用期限を12月31日までとしておりましたが、令和3年3月31日までの延長を12月7日に公布し、施行しております。

また、国からの財政支援につきましては、全額が国の負担となりますので、状況によりさらなる延長がある場合は直ちに対応していきたいと考えております。

次に、国に新型コロナ対策の延長を要望せよについてであります。新型コロナウイルス感染症の感染拡大が続き、終息時期が見通せない状況にありますので、県市長会や全国市長会を通じて、各支援の延長や拡大を国へ要望してまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（相馬保政君） 藤本実君

（7番 藤本 実君登壇）

○7番（藤本 実君） 時間がなくなってきましたので、最後の質問に移ります

山岳救助増加への対策について。山梨県警が、県内で10月以降、山岳遭難が増加傾向にあるとして注意を呼びかけています。

そこで質問です。1、大月市内の状況はどうか。

原因と対策ですが、「下山中に道に迷ったと119番」のニュースを見て、現地確認で、高畑山登山をしてきた経験から提案します。昨年の台風による倒木が登山道の様子を変えている可能性が高いと思われます。県警が緊急街頭指導したようですが、登山道の荒れた状態も直さないと減らないように思います。

そこで質問です。2、遭難箇所をはじめ、市で登山道整備ボランティア登山の計画を。

○議長（相馬保政君） 藤本実君の質問に対し、当局の答弁を求めます。

坂本産業建設部長、答弁願います。

（産業建設部長兼建設課長 坂本和彦君登壇）

○産業建設部長兼建設課長（坂本和彦君） 山岳救助増加への対策についてのうち、初めに大月市内の状況はどうかについてお答えします。

本市の山々は、JR中央線の駅からそのまま登山が楽しめるところが多く、以前から首都圏の登山者から人気

があります。新型コロナウイルスの感染拡大が懸念されている中で、登山は3密にならないレジャーとして人気があり、特に秋のこの時期は美しい紅葉を目指して訪れる方も多く、日没や落ち葉などによる道迷いが増えたものと思われまます。

本年度、大月市内の山で救助要請があった件数は、昨年の1年間で8件に対し、12月10日現在で12件と増加しております。そのうち、10月が2件、11月が5件、山別では高川山と高畑山が複数回発生しております。それらの多くは、登山に対する知識や準備が不足していると見受けられる人々であったと聞いております。

次に、遭難箇所をはじめ、市で登山道整備ボランティア登山の計画をについてであります。大月市内の登山道の一部においては、古くから地域の団体の方が整備をいただいているところがあります。また、市でも、登山者や山岳ボランティアの皆様などから提供された情報に基づき、危険箇所の整備や道標の設置など地域の皆様や山岳ボランティアの方々の手も借りる中、一緒になって整備をしてきたところでもあります。

しかしながら、市内の山の登山道全てを実施することは難しいため、基本的には各山で推奨ルートを選定し、そのルートを中心に整備しているところでもあります。今後も地域の皆様や山岳ボランティアの皆様、登山の愛好家の皆様、さらには消防本部とも連携しながら、危険箇所を中心にできる限り計画的に登山道整備を実施していきたいと考えております。

また、安全に登山をするために事前の準備や十分な装備が大切であるという啓発活動を、山梨県警などとともに引き続き実施していきたいとしていきたいと考えております。

以上であります。

○議長（相馬保政君） 藤本実君。

（7番 藤本 実君登壇）

○7番（藤本 実君） 以上をもちまして、私の一般質問を終了させていただきます。ご清聴ありがとうございました。

○議長（相馬保政君） これで藤本実君の質問を終結いたします。